

防衛省訓令第56号

防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第217条の規定に基づき、防衛監察本部の内部組織に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛監察本部の内部組織に関する訓令

改正 平成21年3月27日省訓第22号

改正 平成23年3月28日省訓第8号

改正 平成24年4月6日省訓第15号

改正 平成25年5月16日省訓第34号

改正 平成26年3月31日省訓第22号

改正 平成27年4月10日省訓第20号

改正 平成28年3月31日省訓第34号

改正 平成30年3月30日省訓第26号

（総務課）

第1条 総務課に、企画室並びに課長補佐1人及び次の4係を置く。

秘書係

総務係

人事係

会計係

2 企画室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 防衛監察本部が実施する監察（以下「防衛監察」という。）に関する調査、企画及び立案並びに調整に関すること。

(2) 防衛監察に必要な情報収集及び分析に関すること。

(3) 情報システムの整備及び管理に関すること。

3 企画室に、企画室長を置く。

4 企画室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

5 企画室に、室長補佐 1 人及び企画係を置く。

6 室長補佐は、防衛監察監の定めるところにより、室長を補佐し、室務を整理する。

7 企画室に、情報分析専門官 4 人及び情報保証・システム専門官 1 人を置く。

8 情報分析専門官及び情報保証・システム専門官は、企画室長の命を受け、防衛監察監の定めるところにより、担当事務に従

事する。

- 9 課長補佐は、防衛監察監の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

(統括監察官)

第2条 統括監察官の下に、次の7班を置く。

監察総括班

第1監察班

第2監察班

第3監察班

第4監察班

第5監察班

第6監察班

- 2 班の所掌事務については、防衛監察監が定める。
- 3 班に、班長を置く。
- 4 班長は、統括監察官の命を受け、班務を掌理する。
- 5 監察総括班に、監察調査官5人及び監察フォローアップ調査官1人を置く。
- 6 第1監察班に、監察調査官6人を置く。

7 第2 監察班に、監察調査官 4 人を置く。

8 第3 監察班に、監察調査官 5 人を置く。

9 第4 監察班に、監察調査官 5 人を置く。

10 第5 監察班に、監察調査官 5 人を置く。

11 第6 監察班に、監察調査官 6 人を置く。

12 監察調査官及び監察フォローアップ調査官は、班長の命を受け、防衛監察監の定めるところにより、担当事務に従事する。

(監察官)

第3 条 防衛監察本部に、監察官 3 人を置く。

2 監察官は、防衛監察監の命を受け、防衛監察に関する事務のうち、重要事項に関する事務に従事する。

(係及び係長)

第4 条 係の所掌事務は、防衛監察監が定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、総務課長又は企画室長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

(委任規定)

第5 条 この訓令に定めるもののほか、防衛監察本部の内部組織

に関し必要な事項は、防衛監察監が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日省訓第22号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日省訓第8号）

この訓令は、平成23年3月28日から施行する。

附 則（平成24年4月6日省訓第15号）

この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年5月16日省訓第34号）

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月31日省訓第22号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日省訓第20号）

この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第34号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 3 0 年 3 月 3 0 日省訓第 2 6 号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。